

立川市
ファミリー・サポート・センター
援助会員の手引き



〒190-0022 立川市錦町3-2-26

(立川市子ども未来センター内)

Tel 042-528-6873

Fax 042-528-6875

〈開所時間〉 月～土：午前9：00～午後5：00

(日曜日・祝日・年末年始は休み)

目次



1 ファミリー・サポート・センターとは	2
・会員について	
・会員になるためには	
・会員になったら(心得)	
2 活動内容	4
・援助活動のQ&A	
・病気回復期について	
・車のサポートについて	
・宿泊について	
3 援助活動の流れ	8
・ファミリー・サポート・センターのしくみ	
4 活動料金(謝礼金)について	10
・謝礼金計算方法	
・キャンセルの場合	
5 安全な活動のために	14
・サポート中のけがや病気	
・いざ！という時のために	
・災害時の対応	
6 その他	18
7 補償保険制度	20

資料

- 自動車を使用の際の援助活動について
- 援助活動報告書記入例
- 病気回復期・投薬書類
- 立川市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱
- 安全のチェックリスト

1.ファミリー・サポート・センターとは

子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人が
家庭での子育て・地域での子育てが安心してできるように
支えあうための会員組織です。

★ 会員について

「立川市ファミリー・サポート・センターへの
入会登録が必要です」

- 依頼会員** … 市内居住または子どもが市内在学・在園しており
小学校卒業までの子どもがいる保護者
- 援助会員** … 市内に居住し、20歳以上の心身ともに健康で
センターが実施する養成講習会を全て受講した方
- 両会員** … 依頼会員と援助会員を兼ねている方

★ 会員になるためには

- ・センターが実施する講習会を全て受講する
- ・入会時に顔写真(3cm×3cm)が2枚
本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)が必要です。
- ・入会金・年会費はありません。



★会員になったら(心得)



- ◆ 活動を通して知り得た家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはいけません。活動の中で児童虐待の事実を知ったような場合は通告する必要があります。
- ◆ 援助活動中は必ず会員証を携帯してください。
- ◆ 活動中は事故のない様にお互いに注意し、事故が発生した場合は、速やかにセンターへ連絡してください。(万一の事故に備えてファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています)
- ◆ 一度サポートをした依頼会員からは2回目以降直接依頼の連絡が入ります。依頼された日時・内容は事前に依頼会員がセンターへ連絡します。
* 報告のない援助活動は保険の対象となりません。
- ◆ 事前打ち合わせの時に確認した内容以外の活動をする場合(公園で遊ぶなど)必ず依頼会員の承諾を得てください。
- ◆ 会員同士の連絡(依頼・キャンセル)は 21時 までです。
- ◆ 家事援助は行っておりません。
- ◆ 援助会員は有償のボランティアです。
- ◆ 安全で円滑な活動を行えるようにフォロー研修に参加してください。
- ♥ 良き隣人としてあたたかい関係を築いてください。

2. 活動内容



- ◆ 保育園・幼稚園の送迎、その前後の預かり
(保育園などからの病気やケガの呼び出しのお迎えは
病児にあたるので行いません)
- ◆ 学童保育所、学校の送迎や、その前後の預かり
- ◆ 保育園・幼稚園・学校などの休みの時の預かり
- ◆ 保護者の短時間就労や求職活動中の預かり
- ◆ 保護者の学校行事や買い物などで外出する時の預かり
- ◆ 保護者の通院、病気、介護、出産前後の預かり
- ◆ 障害を持つ児童への援助(送迎など)
- ◆ 子どもの習い事の送迎
- ◆ 子どもの病気回復期の預かり
(37.5℃以上の熱や下痢・嘔吐などの感染症の預かりは
病児にあたるので行いません)
- * 子どもの保育をする場所は依頼会員宅か援助会員宅が
基本になります。
- * 自転車や車でのサポート依頼もあります。
- * 事前打ち合わせの時にお子様の様子について詳しく
お聞きします。
(安心して預ける・預かるための大事な 時間になります)
- * その他、困ったときは、些細なことでもアドバイザーに
ご相談ください。

援助活動Q&A



Q1 サポート中に依頼会員の子どもを連れて買い物に行ってもいいですか？

A サポート中に援助会員が自分の用事を行うことは好ましくありません。安全・安心な援助活動を行うためにも、サポート中は子どもに集中してください。

Q2 家族が体調不良になった場合、どうしたらよいのでしょうか？

A ご家族に体調不良を訴える方がいる場合にも、活動はキャンセルしてください。

Q3 会員登録して以来、援助活動を行っていません。依頼がこないのはなぜでしょうか？

A 地区や依頼内容が合わず、活動依頼がない方もいらっしゃるかもしれません。
しかし、いつ依頼がくるかわかりませんので、その時のためにフォロー研修などには参加してください。
ファミサポの活動は仕事ではありませんので、定期的な活動や収入を約束するものではありません。

Q4 個人情報の取り扱いについて教えてください

A センターは個人情報保護法その他関係法令等を厳守して、個人情報を適正に取り扱っています。
また、取得した個人情報は業務及び相互活動票の遂行に必要な範囲で利用します。

Q5 都合によりサポートができなくなった場合はどうしたらよいのでしょうか？

A 速やかに、依頼会員へ連絡してください。
援助会員の都合によるキャンセルの場合はキャンセル料はかかりません。

※ 病気回復期について



病気回復期のサポートをする時には、
「病気回復期依頼連絡票」「投薬依頼書」が
必要です。（28・29ページ参照）

☆サポート開始時に書類を受け取り、検温してもらい
お預かりしてください。

※ 車のサポートについて

自動車を使用したサポートをする時には
「自動車を使用の際の援助活動について保険に関する
注意事項」を確認ください。（24ページ参照）
以下の書類の提出が必要です。

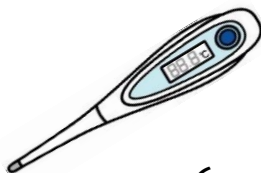
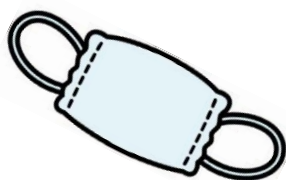
★サポート開始時には

『自家用車を使用した援助活動同意書』
（25ページ参照）

★サポート終了時には

『自家用車を使用した援助活動中止届』
（26ページ参照）

☆詳しくは、センターにご相談ください。



★宿泊について

★ 利用年齢

生後6ヵ月～小学校卒業までの子ども
(母乳が主体の子は除く)

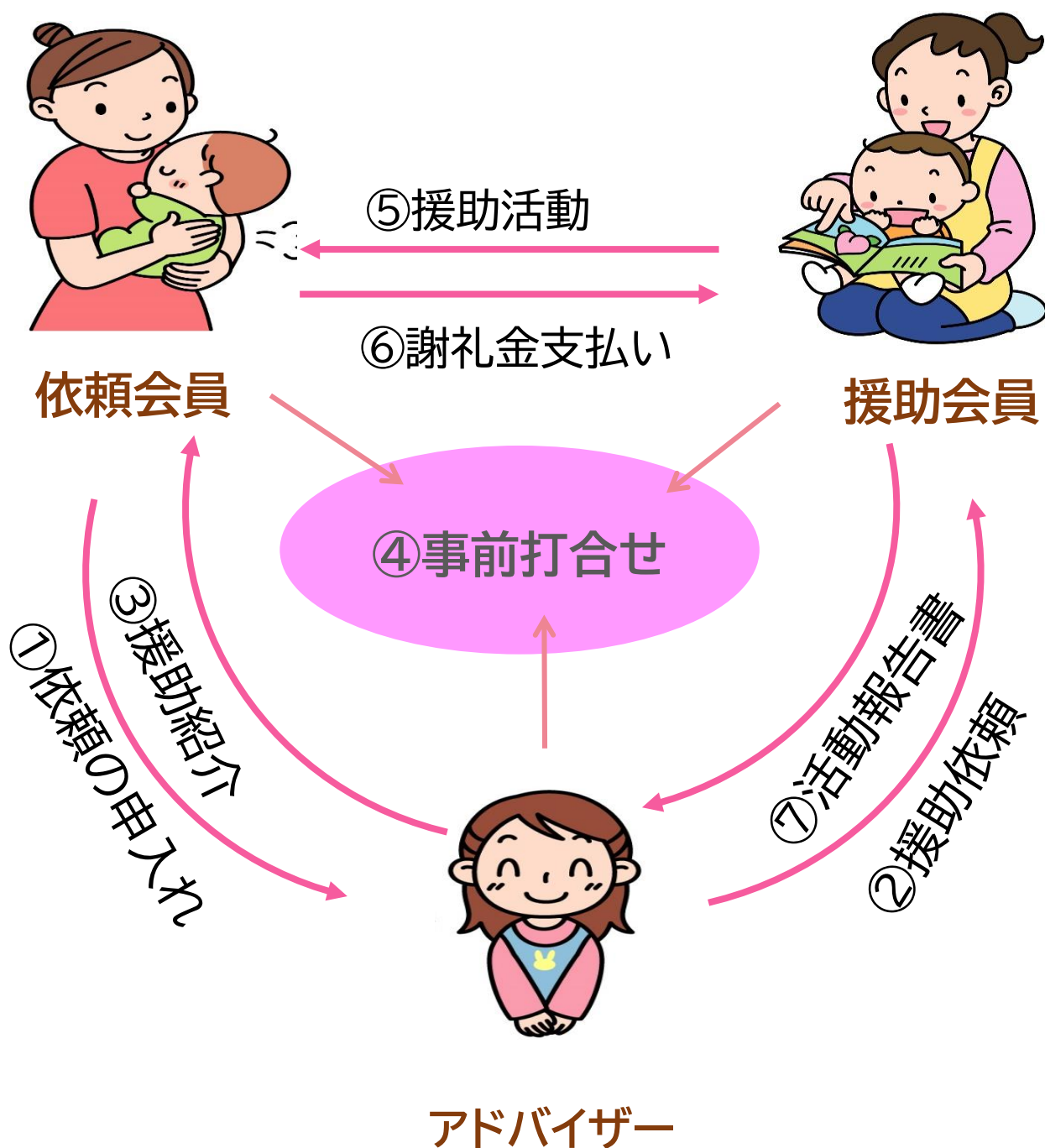
★ 宿泊の条件

- ① 一泊二日を限度とする
- ② 援助会員の自宅
- ③ 病気回復期の子どもは除く
- ④ 障害のある子どもについては、
ご相談ください



3. 援助活動の流れ

※ ファミリー・サポート・センターのしくみ



- ① 利用したい日時・内容が決まったら、依頼会員からセンターに申し込みの電話があります。
- ② アドバイザーは、依頼内容に合う援助会員に電話で依頼します。**(サポートを受けていただけた場合、依頼会員の情報をお伝えしますのでメモをご用意ください。)**
- ③ サポートできる方が決まるとアドバイザーは、依頼会員に電話で援助会員の情報を伝えます。
- ④ 依頼会員から援助会員へ事前打ち合わせ日時(日曜・祝日以外)を決める連絡があります。
*相互の都合の良い日で決めてください。
日時が決まると依頼会員からセンターに連絡があります。
事前打ち合わせは、援助会員・依頼会員・子ども・アドバイザーの四者で行い、その場で**打ち合わせ料金**を精算します。
★1カ月以内の利用のみ最初の謝礼金から打ち合わせ料金を差し引いて計算してください。
- ⑤ 援助活動の実施
子どもの引き渡しは必ず大人から大人へ
- ⑥ 援助会員は、「**援助活動報告書**」を記入し、依頼会員に内容を確認の上署名してもらいその場で謝礼金の精算をします。
援助会員が記入した援助活動報告書が領収書を兼ねます。
(※活動報告書記入例 27ページ参照)
- ⑦ 援助会員は、**【活動報告書・センター控え】**を、翌月の5日までにセンターに提出してください。
センターに直接お持ちいただくか、郵送・FAXでお願いします。



4. 活動料金(謝礼金)について

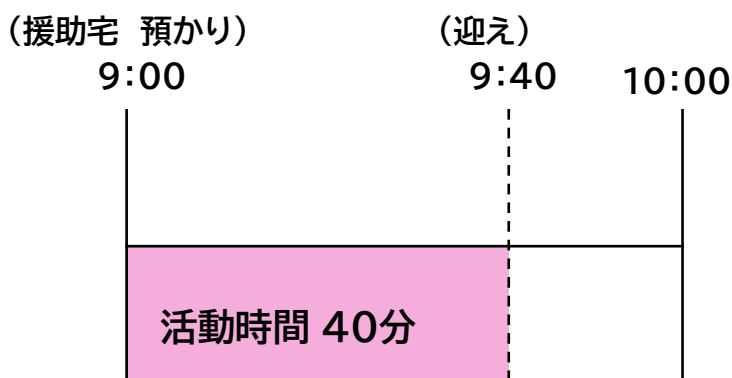
活動日	活動時間	基準額
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時	1時間当たり700円
	早朝及び夜間 (午前7時前・午後7時以降)	1時間当たり900円
土曜・日曜日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	全日	1時間当たり900円
病気回復期	全日	1時間当たり900円

(子ども1人1時間当り)

※ 謝礼金計算方法

- ① 援助活動開始から最初の1時間までは1時間未満でも1時間として計算します。

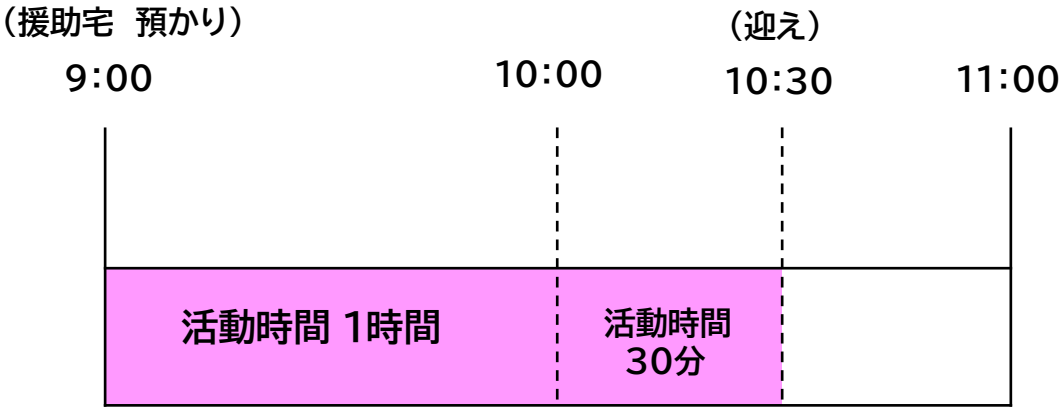
例) 平日9時に預かり 9時40分保護者が迎えに来た場合



計算方法 700円

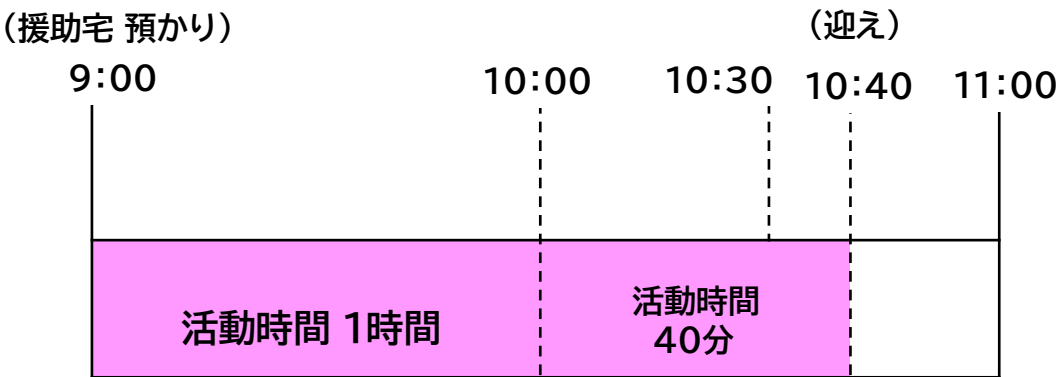
- ② 1時間を超えた場合は、30分以下の時は半額となり
30分を超えた場合は1時間として計算します。

例1) 平日9時に預かり10時30分に
保護者が迎えに来た場合



計算方法 700円 + 350円 = 1050円

例2) 平日9時に預かり10時40分に
保護者が迎えに来た場合



計算方法 700円 + 700円 = 1400円

- ③ 1回の援助活動は連続する時間です。朝の送り、夕方のお迎えなどは、それぞれが1回の活動となります。
- ④ 兄弟、姉妹、双子など同時に預かる場合は、2人目から半額となります。

- ⑤ 保育施設などの送迎や、依頼会員宅での預かりの場合は
援助会員が自宅を出た時点から活動開始となり、自宅に到着
した時点で終了となります。
- ⑥ 午前7時、午後7時をまたぐ時間帯の謝礼金は**900円**で計算します。

例1) 平日17時に保育園へ迎えに行き依頼会員宅で
19時40分まで預かり自宅へ帰った場合

(自宅 出発)	(保育園 迎え)			(保護者 帰宅)	(自宅 到着)
16:40	17:00		17:40	18:40	19:40 20:00
活動時間 1時間		活動時間 1時間	活動時間 1時間	活動時間 20分	

計算方法 700円 + 700円 + 900円 + 450 = 2750円

- ⑦ 交通費がかかる場合は依頼会員へ実費請求してください。

- ⑧ 食事・おやつをお願いされた場合は
食事代…300円 ~ 500円くらい
おやつ代…100円くらいを請求してください。



注:離乳食・食物アレルギーがある場合は、依頼会員が用意します。

※ キャンセルの場合

連絡できるのは21時までです。

前日21時までにキャンセル	無 料
当日キャンセル	依頼時間分の半額
無断キャンセル	依頼時間分の全額

- ⑨ ご自身の体調がすぐれない時は、援助活動を控えてください。
特に感染症の病気の際は絶対に活動しないでください。
また、緊急に活動ができなくなったときは、ただちに依頼会員とセンターへ連絡してください。
- ⑩ 依頼会員の都合により援助活動予定日の当日にキャンセルの連絡がきた場合は依頼時間の半額を請求してください。
- ⑪ 朝・夕など2回分の依頼がキャンセルの場合、それぞれのキャンセル料を請求してください。
- ⑫ キャンセル分は、「援助活動報告書」に必ず記入してください。
- ⑬ 自然災害による当日キャンセルは、キャンセル料がかからないことがあります。詳しくは16ページ「*災害時の対応」をご覧ください。

謝礼金に関してご不明な点は、お気軽に
センターまで問い合わせください。



5. 安全な活動のために

※ サポート中のけがや病気

援助活動中に、子どもが急に熱を出したり、ケガをするなどの異常が認められた時、援助会員は落ち着いて次の行動をとりましょう。

① 依頼会員に連絡する。

子どもの様子や状況を説明し相談する。

【原則：保護者に迎えにきてもらう】



② 依頼会員の指示を受ける。

急を要する場合でなければ、依頼会員と相談し対応しましょう。援助会員の判断で投薬や医療機関の受診はしないでください。



③ 急を要するケガや病気の場合は119番へ通報

救急車が来るまでの手当て方法を聞き、それに従ってください。必ず会員証と個人票を持参して下さい。保護者には途中、随時連絡を取り合う。

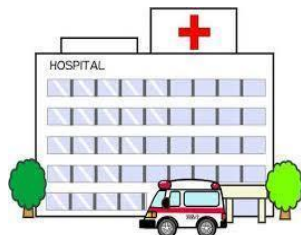


★治療費は保護者が支払います。

保護者に保険証・あれば ①乳や②子 等 医療証を持参してもらう。

④ センターへ連絡する。

保険の手続きが必要になる場合もありますので病気やけがの対応が済み次第連絡してください。



* 場合によっては119番への通報が先になることもあります。状況により冷静な判断をしてください。

※ いざ！という時のために

① サポート中は依頼会員の連絡先を確認しておきましょう。

② 緊急連絡先

ファミリー・サポート・センター

☎ 042-528-6873

月曜日～土曜日(9:00～17:00)



*時間外(17:00～翌日9:00) 日曜日と祝日(24時間)

立川市役所中央管理室

☎ 042-523-2111

「ファミリー・サポート・センターの会員であることを伝える」

③ 必要と判断した場合、救急車を手配してください。

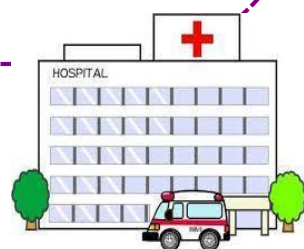
緊急相談センター 多摩地区

TEL 042-521-2323

救急車(消防署) TEL 119 警察 TEL 110

◎救急車の出動を要請するときは…

- 1、「救急です」
- 2、住所・氏名・電話番号・目標になるもの(建物など)
- 3、子どもの状況(性別・年齢・いつ・どういうふうになった)を伝えます。
指示に従い救急車を待ちます



救急車が到着するまでには時間がかかります。
いざという時のために講習会やフォロー研修で正しい応急手当を身に付けておきましょう。

*災害時の対応



台風や大雨・大雪などで警報が発令された場合

- ① お互いに安全に注意して無理のない活動を心がけましょう
- ② 活動に危険を感じる気象が予想される場合は、安全を第一に考え早めに会員間で連絡を取り、相談してください。

地震など特別警報の緊急時の場合

- ① 活動前に特別警報発令の場合は、活動も中止してください。
- ② 活動中に特別警報発令の場合は、保護者に連絡を取り安全確保を最優先とし、安全な場所で待機するか一時避難場所への避難を検討してください。

自然災害などによる活動中止の際のキャンセル料について

・台風や地震等の自然災害により、立川市内で『警報』が発令または、地震により、支援が不可能となった場合のみ、当日キャンセルとなってもキャンセル料金はかかりません。



会員同士で、緊急時の待ち合わせ場所や子どもの引き渡し場所の確認しておきましょう。

災害伝言ダイヤル

171



災害発生時に電話の繋がりにくい状況で安否確認などの伝言を録音・再生できるサービスです。
局番なしの『171』をダイヤルし利用ガイダンスに従って利用してください。

公衆電話の特徴

災害発生時は優先的に取り扱われます。
一般電話や携帯電話が困難な場合でもつながりやすくなっています。

・緊急通報は硬貨やテレホンカード不要。

110(警察) 118(海上保安) 119(消防、救急)

緊急時の手順



① 子どもと自身の安全を確保する

② 火の始末をする

③ ドアや窓を開け避難口を確保する

④ 家具の転倒やガラスの破片に注意する

⑤ ラジオや防災無線など正しい情報を入手する

⑥ 電話やNTT『伝言ダイヤル 171』で 依頼会員と連絡をとる

⑦ 一時避難場所に避難する場合(近くの小・中学校)
「〇〇に避難します。日時」のメモを置く。またはNTT
『伝言ダイヤル 171』に避難場所の情報を伝言する

⑧ 依頼会員または家族が迎えに来るまで一緒に過ごしてください

自宅近くの一次避難場所を確認して記入しておきましょう！



6.その他



1. 登録内容の追加・訂正・変更について

「入会申込書」の記載に変更のあった場合はセンターへ連絡してください。

2. 退会について

会員はいずれかに該当したときには、会員の資格を失います。

- ① 会員が退会を申し出たとき
- ② 会員が市外に転居したとき

3. 会員登録の抹消について

次の場合、会員登録を抹消します。

- ① 住所変更などの連絡が無いなどの理由によって、センタ から
会員に連絡が取れなかったり、郵便物が届かなかった場合。
- ② 物品の斡旋、販売、宗教活動や政治的活動などを行った場合。

4. 個人情報について

援助活動を通して、交わした個人情報が記載された書類は
取り扱いに十分注意し、援助活動終了後はセンターへお返し
ください。廃棄処分いたします。
また、会員同士で交換した電話番号やメールアドレスは消去
してください。

5. 会員登録更新について

会員登録更新は5年毎にあります。
有効期限は、会員証裏面に記載されています。
(更新の手続きについては、センターから通知します)

6. フォロー研修会

センターでは、子育てやその支援に必要な知識を学ぶ研修会を開催しています。積極的に参加し、今後の安全・安心な活動に役立ててください。

7. 子育てenjoy発行

センターからのお願い、研修会、説明会の日程などをお知らせする情報紙です。



7. 補償保険制度について

活動中は事故のない様にお互いに注意し、事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。

☆ 万一の事故に備えて

『地域子育て支援補償保険』（一般社団法人女性労働協会）に加入しています。（費用はセンター負担）

これは、センターで報告を受けている援助活動が対象となります。

（報告のない援助活動は、保険の対象となりません。）

1

会員傷害保険

ファミリー・サポート・センター事業において、援助会員が援助活動中や自宅と依頼会員宅、又は保育施設への往復途上において、傷害を被った場合に補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により 15万円～500万円	事故日より180日以内の 後遺障害発生
入院(1日)	2,000円	事故日より180日を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で 90日分を限度

2

賠償責任保険

援助会員が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事 由	補 償 額
対人・対物賠償 (1事故につき)	2億円

3

児童傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に傷害を被った場合、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により12万円 ～300万円	事故日より180日以内の 後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日を限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で 90日分を限度

お見舞金制度

援助会員(預かった子どもの治療費については子どもの保護者)に対して、下表のとおり30,000円を限度とした「お見舞金」をお支払いする制度です。前述した1～3の保険では補償されない部分を補う目的で設けられています。

【支払の対象例】

- (ケガ、病気)・援助会員の家族が、預かった子どもにけがを負わされた
 - ・援助会員または預かった子どもが熱中症にかかった
- (物損)・預かった子どもに援助会員の家の物を壊された
 - ・援助会員の運転ミスで自分または他者の車を傷つけた

【支払えない対象例】

- ・依頼会員の家で子どもを預かっていたとき、子どもが自分の家の物を壊した
- ・車で送迎中、援助会員が対人事故を起こして他人を死傷させた

領収金額	お見舞金
2,000円未満	免責
2,000円～4,000円未満	1,000円
4,000円～6,000円未満	2,000円
6,000円～8,000円未満	3,000円
8,000円～10,000円未満	4,000円
10,000円～15,000円未満	5,000円
15,000円～20,000円未満	7,000円
20,000円～30,000円未満	10,000円
30,000円～50,000円未満	15,000円
50,000円～70,000円未満	20,000円
70,000円～100,000円未満	25,000円
100,000円以上	30,000円
自動車保険(任意保険)を使用	一律 5,000円

資 料

- 自動車を使用の際の援助活動について
保険に関する注意事項
- 自家用車使用届(開始・変更)
- 自家用車使用中止届
- 援助活動報告書(記入例)
- 病気回復期依頼連絡票(依頼会員提出)
- 投薬依頼書
- 立川市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱
- 援助活動にあたっての安全チェックリスト

自動車を使用の際の援助活動について 保険に関する注意事項

自家用車を使用した援助活動については、下記の注意事項を会員双方で確認し、内容について同意の上で活動をお願いします。

記

1. 自家用車による事故が生じた場合の保険適用について

自家用車を使用した援助活動中の事故について、立川市ファミリー・サポート・センター（以下、「センター」という。）で加入している保険で対応できるのは「援助会員及び依頼会員の子どもの傷害保険」のみです。

その他の事項（自動車の修理、事故相手への補償等）には、賠償責任保険が適用されませんので、援助会員ご自身あるいはご家族が加入する自動車保険（任意保険）を利用し、援助会員ご自身の責任で対応をお願いします。

2. 自動車保険（任意保険）に関する注意事項

加入する保険によって保険支払いの対象が異なりますので、センターの援助活動が保険の対象になるか、個別に確認が必要です。加入する保険の代理店等に、目的（有償ボランティアで送迎に使用する等）、使用頻度、走行距離等を説明し、事故に対応可能か相談してください。

【補足】センターが加入する補償保険において、保険の対象にならないものの一例

- ・会員が所有、使用、管理する自動車に起因して負担する損害賠償
- ・会員の酒気帯び運転、無資格運転、その他故意または重大な過失によるもの
- ・むちうち症または腰痛などで、医学的他覚的所見のないもの
- ・地震、噴火、津波、核燃料物質に起因する事故、暴動などによるもの
- ・脳疾患、疾病または心神喪失

※保険金の支払い可否やその金額は、保険会社の審査結果によります。

※補償保険の概要については、「会員の手引き」をご覧ください。

立川市ファミリー・サポート・センター
TEL:042-528-6873 FAX:042-528-6875

年 月 日

立川市長 殿

援助会員(届出者)

会員番号 _____

氏 名 _____

生年月日 年 月 日

住 所 _____

電話番号 _____

自家用車使用届(開始・変更)

立川市ファミリー・サポート・センターの援助活動における自家用車の使用について次のとおり(開始・変更)するため、届け出ます。

自家用車の使用に伴い何らかの事故が生じた場合、それに関わる損害については、市へ請求できないことを了承し、加害事故・被害事故に関わらず私の責任において対応することを誓約します。

なお、自家用車を使用することについて、あらかじめ依頼会員の同意を得ています。

1.通常使用する自家用車

登録番号(ナンバー): _____

所有者氏名: _____

所有者との関係(該当するものに○): 本人・家族・その他()

2.任意保険(該当するものに○)

対人: 無制限 ・ 限度額あり(万円)

対物: 無制限 ・ 限度額あり(万円)

車両保険: 加入している ・ 加入していない

3.依頼会員氏名 ():会員番号 ()

4.その他

以下の内容を確認したら、チェックを入れてください。

☐ この届け出の内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出ます。

☐ 「自家用車を使用する際の援助活動について 保険に関する注意事項」を読み、依頼会員双方で確認しました。

事務局 記入欄	変更	使用届 届出年月日 (年 月 日)
		変更事項 1・2・3・4・その他()

年 月 日

立川市長 殿

援助会員（届出者）

会員番号 _____

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

自家用車使用中止届

立川市ファミリー・サポート・センターの援助活動における自家用車の使用を中止しますので、次のとおり届け出ます。

1. 中止する依頼会員氏名 （ _____ : 会員番号 _____ ）
2. 中止の理由

記入例

* 保育園のお迎えの後、援助会員宅での預かり(夕食提供)の事例で

援助活動報告書

(依頼会員控)

3枚複写

1枚目 センター控
2枚目 依頼会員控
3枚目 援助会員控

1 依頼会員 会員番号 **1234** 氏 名 **立川 町子**

子どもの名前 **市 郎** (**3** 歳)

(歳)

2 援助活動日時 **2020年 9 月 10 日 (木) 18 : 00 ~ 19 : 45**

- ☐ 預かりのみ
☐ 送迎のみ
☐ 預かり・送迎

3 活動の内容

時 間	事 項	子 ど も の 様 子
18 : 00	援助会員自宅出発	
18 : 10	保育園お迎え	手をつないで帰りました。
18 : 20	帰宅 お預かり	家に帰ると、小学2年生の次男とブロックでよくあそびました。
19 : 00	夕食	カレーライス(おかわりする) サラダ、スープ、りんご
19 : 45	保護者お迎え	

(注) 事項欄には、来宅、保育施設への送りや迎え、食事(ミルク)、おやつ、排泄、遊

	(18:00~19:00 700円 19:00~19:45 900円)	
4 謝 礼 金	1,600 円	1600 + 300 = 1900 円
5 交 通 費	円	* 打ち合わせ料金 - 700円
そ の 他 (夕食 代)	300 円	合 計 1,200 円

上記の通り報告し、謝礼金等を領収しました

援助会員 会員番号 **847** 氏名 **多摩 園子** 多摩 印

上記について確認しました

依頼会員 会員番号 **1234** 氏名 **立川 町子**

病氣回復期依頼連絡票（依頼会員提出）

子どもを受診させました。保護者に代わって病氣回復期の預かりをお願いします。

会員番号

年 月 日

依頼会員名

緊急連絡先：（ ）

ふりがな		性 別	生 年 月 日
子どもの名前		男 ・ 女	年 月 日
診 断 の 結 果	受診日	年 月 日	
	病院名		
	T E L		
	診断(病名)・指示		
前日の様子 (症状の経過)	症状		
	体温	時 分	度
		時 分	度
	食べたもの		
	排泄（便）【なし・普通・軟・泥状便・水様便】 回数【 回】		
	排泄（尿）【多い・普通・少ない】 回数【 回】		
	その他		
今朝の様子	症状		
	体温	時 分	度
	食べたもの・時刻		
	排泄（便）【なし・普通・軟・泥状便・水様便】 時刻【 : 】		
	排泄（尿）【多い・普通・少ない】 回数【 回】		
	時刻【 : 】		
	その他		

* 依頼会員は、お子さんの現状を知るためにも、必ず援助会員へ途中連絡を入れてください。
* 援助会員は緊急事態が発生した場合、緊急連絡先に連絡した後、センターへも必ずご連絡ください。

投 薬 依 頼 書

保護者に代わって下記のとおり投薬をお願いします。

依頼日 年 月 日

依頼会員名 _____

子どもの名前 _____

前回の 投薬時間	AM ・ PM 時 分
投薬時間	食前 ・ 食後 ・ ()
薬の種別	・内服薬 (粉 ・ シロップ) ・目薬 ・塗り薬 ・その他 ()
備考	* 当日の投薬方法／投薬時間 等

* 薬を入れた容器や袋には、必ず日付を記載してください。

* 1回分だけお持ちください。

改正

平成 22 年 4 月 27 日要綱第 20 号
平成 24 年 4 月 1 日要綱第 144 号
平成 24 年 12 月 25 日要綱第 147 号
平成 28 年 3 月 17 日要綱第 20 号
令和 2 年 3 月 27 日要綱第 37 号

立川市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、仕事と育児の両立支援及び地域の子育て支援を実施するために、市民が自主的に会員（以下「会員」という。）となって運営する立川市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行い、もって子育て家庭の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(構成)

第 2 条 センターは、育児の援助を行う者（以下「援助会員」という。）と育児の援助を受けるもの（以下「依頼会員」という。）の会員組織により構成され、利用されるものとする。

(開設場所)

第 3 条 センターは、立川市錦町 3 丁目 2 番 26 号に置き、事務局を設置する。

(事務局の業務)

第 4 条 事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員登録等に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 援助活動に係る講習及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流に関すること。
- (5) 関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほかセンターの目的達成に必要な業務

(職員)

第 5 条 前条に規定する業務を実施するため、センターに、センター長及び会員の相談等に応じるアドバイザー職員をく。

2 センター長は、市長を充てる。

(休業日)

第 6 条 事務局が業務を休む日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、センター長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）第 3 条に規定する休日
- (2) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(会員の登録)

第 7 条 会員として登録することができる者は、次の各号に掲げる条件を備えるものとする。

- (1) センターの目的に賛同していること。
- (2) 市内に居住していること。ただし、依頼会員にあっては、援助を受ける子どもが市内の小学校、保育園等に在学し、又は在園しているときは、この限りでない。
- (3) 依頼会員にあっては、当該依頼会員が保護者となっているおおむね 11 歳以下の子どもを有すること。
- (4) 援助会員にあっては、おおむね 70 歳以下の者で、積極的に援助活動を行うことができること。
- (5) その他センター長が特に必要と認めたこと。

2 依頼会員と援助会員は、兼ねることができる。

(登録手続)

第 8 条 会員として登録しようとする者は、センターが実施する説明会に参加し、その後ファミリー・サポート・センター会員申込書兼会員票（第 1 号様式）を提出して、センター長の承認を受けるものとする。

2 援助会員として登録しようとする者は、センターの実施する講習を受講するものとする。ただし、センター長が特に認めた者は、この限りでない。

3 センター長は、第 1 項に規定する承認をしたときは、当該会員に対してファミリー・サポート・センター会員証（第 2 号様式。以下「会員証」という。）を発行する。

4 会員の登録期間は、登録した日から 4 年を経過した日の属する年の末日までとする。ただし、登録は、更新することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が退会の申出をしたとき。
- (2) 会員が第 7 条第 1 項各号に掲げる条件に該当しなくなったとき。
- (3) 会員の登録期間が経過し、更新を行わなかったとき。

2 センター長は、会員としてふさわしくない行為があったときは、会員の資格を喪失させることができる。

3 会員は、その資格を喪失したときは、直ちに会員証を返還するものとする。

(会員の責務)

第10条 会員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会員は、援助活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会員の資格を喪失した後も同様とする。
- (2) 会員は、援助活動を利用して物品等の販売、あっせん等又は布教、政治活動等を行ってはならない。
- (3) 援助会員は、援助活動中は当該活動の対象となる子どもの安全の確保に努めるものとする。
- (4) 援助会員は、援助活動中は会員証を携帯し、依頼会員又はその他関係者の求めに応じて、これを提示するものとする。
- (5) 依頼会員は、援助活動又は第12条の規定による事前の打合せ（以下「援助活動等」という。）終了後速やかに、別表第1に定める謝礼、打合せ金及び実費を援助会員に支払うものとする。
- (6) 依頼会員は、援助活動等の前日午後9時以降に依頼を取り消すときは、別表第2に定める取消料を援助会員に支払うものとする。

(援助活動の内容)

第11条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育園、幼稚園、学童保育所等への送迎
- (2) 保育時間外、休園時等の一時保育
- (3) 保護者が学校行事等に参加する場合の一時保育
- (4) 保護者が病気、出産、看護等により保育を行うことができない場合の一時保育
- (5) その他センター長が必要と認めたときの一時保育

(事前の打合せ)

第12条 援助活動にあたり依頼会員、援助の対象となる子ども、援助会員及びアドバイザー職員は、事前に援助活動に必要な打合せを行うものとする。

- 2 前項の規定による事前の打合せは、休業日には行わない。

(援助活動の場所)

第13条 援助活動は、原則として援助会員の自宅において行うものとし、必要に応じて児童館、公園その他子どもの安全に配慮した施設において行うことができる。ただし、援助の対象となる子どもを移動させることが適当でない場合は、依頼会員の自宅で援助活動を行うことができる。

(援助の対象)

第14条 援助の対象は、依頼会員の子どものとし、1回の援助活動で預かる子どもは3人を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該子どもの発育及び健康状態により援助が困難と判断したときは、援助活動の対象としない。
- 3 援助会員は、1回の援助活動につき複数の依頼会員の子どもの援助を行うことができる。この場合において、事務局は依頼内容をよく把握したうえで調整するものとする。

(援助活動の時間)

第15条 援助活動は、1時間単位とし、依頼会員が希望し、かつ、援助会員が援助できる時間とする。

(自家用車の使用)

第16条 援助会員は、児童の安全確保策、事故等が発生した場合の対処法等について、あらかじめ依頼会員と十分な協議を行い、依頼会員の同意があった場合に限り、自家用の自動車（自動二輪車を除く。以下「自家用車」という。）を使用して援助活動を行うことができる。

- 2 援助会員は、前項の規定による自家用車を使用した援助（以下「自家用車援助」）を行おうとするときは、あらかじめ自家用車使用届（第3号様式）をセンターに提出するものとする。提出した自家用車使用届の内容に変更が生じた場合も同様とする。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 4 項の改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の立川市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第 10 条第 4 項の規定は、平成 21 年 1 月 1 日以後に登録する会員から適用し、同日前に登録した会員の登録期間は、次のとおりとする。

登録した日	登録期間
平成 18 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	登録した日から平成 21 年の末日まで
平成 19 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	登録した日から平成 22 年の末日まで
平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	登録した日から平成 23 年の末日まで

- 3 立川市ファミリー・サポート・センター運営要綱（平成 12 年 6 月 1 日市長決定）は、廃止する。

附 則（平成 22 年 4 月 27 日要綱第 20 号）

この要綱は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日要綱第 144 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 25 日要綱第 147 号）

この要綱は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日要綱第 20 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日要綱第 37 号）

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行し、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和元年 6 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 10 条関係）

謝礼	援助時間等	金額
	午前 7 時から午後 7 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日法第 3 条に規定する休日を除く。）	1 時間当たり 700 円
	上記以外の時間帯並びに土曜日、日曜日及び祝日法第 3 条に規定する休日	1 時間当たり 900 円
	援助を受ける子どもが病気の回復期にあるとき	1 時間当たり 900 円
打合せ金	午前 7 時から午後 7 時まで（ただし、土曜日を除く。）	1 回当たり 700 円
	上記以外の時間帯及び土曜日	1 回当たり 900 円
実費	交通費、飲食代その他育児に必要な経費	

備考

- (1) 謝礼の額（以下「謝礼金額」という。）は、2 人以上の子どもが同時に援助を受ける場合にあつては、上記に掲げる区分に応じた額に、次に定める割合を乗じて得た額とする。
 - ア 謝礼金額が最高額の子ども 1 人 100 分の 100
 - イ ア以外の子ども 100 分の 50
- (2) 実費の支払いについては、事前に依頼会員の承諾を得るものとする。
- (3) 打合せ金は、利用予定日から 1 か月以内の援助活動に係る謝礼に充当することができる。

別表第 2（第 10 条・第 17 条関係）

取消料	取消しの届出があった場合	謝礼又は打合せ金の額の 100 分の 50
	取消しの届出がなかった場合	謝礼又は打合せ金の額の 100 分の 100

援助活動にあたっての安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんの年齢や成長によって 危険度は異なります。
保育環境の安全をチェックリストで確認し、危険がある場合は改善してください。

- ☐ 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
(避難方法/避難経路の確認をしておきましょう。)
- ☐ 119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所/目印となる建物)について把握していますか。
- ☐ 緊急連絡先(依頼会員/センター/かかりつけ医院など)を控えていますか。
- ☐ 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策はしてありますか。
- ☐ ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
- ☐ たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど 子どもが飲み込んでしまうものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
- ☐ 扇風機、ファンヒーター、石油ストーブなどは、子どもの手の届かないように対策はしてありますか。
- ☐ 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど子どもが1人では中に入れないような対策はしてありますか。
- ☐ 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片付けましたか
ひとりで出ないように鍵をかけましたか。
- ☐ 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策は取っていますか。
(子どもが高いところにいるとき、目を離さないようにしましょう。)
- ☐ 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
- ☐ ブラインドの紐やカーテンのタッセルは子どもが首をひっかけてしまわないように、届かない高さでくくってありますか。





援助会員(両会員)養成講習会について

立川市では、年に2回、子育てのサポートをしてくださる援助(両)会員を養成するための講習会を実施しています。講習を修了して登録をしていただいた会員には、センターに依頼が入った際に、ご都合の良い日時に応じて、活動をしていただいています。また、サポートに役立つフォロー研修を年2回実施しています。地域で、子育て支援をしていただける方は、お気軽にセンターまでお問い合わせください。

